

2011.2.20.22B

医療事故における無過失補償の可能性と限界：
諸外国および他分野における補償システムとの比較研究

(公募課題番号：H22-医療-一般-024)

平成22-23年度・厚生労働科学研究費補助金
(地域医療基盤開発推進研究事業)

総合研究報告書

平成24年3月

研究代表者 岩田 太
(上智大学・法学部・教授)

平成22－23年度厚生労働科学研究費補助金

(地域医療基盤開発推進研究事業)

研究代表者	岩田 太	上智大学法学部国際関係法学科教授
研究分担者	樋口 範雄	東京大学大学院法学政治学研究科教授
研究分担者	児玉 安司	三宅坂総合法律事務所弁護士
研究分担者	山口 斎昭	早稲田大学法学部教授
研究分担者	佐藤 雄一郎	東京学芸大学教育学部准教授
研究分担者	磯部 哲	慶應義塾大学法科大学院准教授
研究分担者	我妻 学	首都大学東京法科大学院教授
研究分担者	木戸 浩一郎	帝京大学医学部産婦人科学教室講師
研究分担者	織田 有基子	日本大学大学院法務研究科教授
研究分担者	畠中 綾子	東京大学政策ビジョン研究センター特任研究員
研究分担者	土屋 裕子	東京大学大学院法学政治学研究科グローバルCOE特任研究員
研究分担者	水野 謙	学習院大学法学部教授
研究分担者	小山田 朋子	明治大学政治経済学部専任講師
研究分担者	佐藤 智晶	東京大学政策ビジョン研究センター特任助教
研究分担者	溜箭 将之	立教大学法学部准教授
研究協力者	佐藤 恵子	京都大学大学院医学研究科准教授
研究協力者	三村 まり子	ノハルティスホールディング・ジャパン(㈱)取締役・法務・知的財産統括部長
研究協力者	加藤 良太朗	ワシントン大学医学部内科

目 次

I. 総合研究報告

医療事故における無過失補償の可能性と限界：諸外国および他分野における補償システムとの比較研究

----- 1

岩田 太

II. 平成22・23年度研究会記録

----- 17

III. 平成22・23年度研究成果の一覧表

----- 19

平成22—23年度厚生労働科学研究費補助金
(地域医療基盤開発推進研究事業)

総合研究報告書

医療事故における無過失補償の可能性と限界：諸外国および他分野における補償システムとの比較研究（H22—医療—一般—024）

研究代表者 岩田 太 上智大学法学部 教授

本研究は、今後日本で喫緊な対応が求められる医療における無過失補償制度を含む総合的な紛争処理制度の構築を見据え、諸外国における制度の全体像を整理し、具体的な論点を明確化することを目標とした。そのため本研究では、従来十分検討されることのなかった裁判、社会保障などの外在的な諸制度と補償制度との相互関係を意識しつつ、2年度にわたって以下の2つの観点からの分析を行うことを目指した。第1は、英米など諸外国における医療事故補償制度の先行研究を網羅的に検討するとともに、可能な限りそれらの諸国最新の状況も専門家へのインタビューなどにより分析することによって、諸外国における医療分野の紛争処理制度の全体像を明らかにすること。第2は、産科医療補償制度の制度枠組み・運用実績などを、諸外国の制度と比較分析することによりその意義、課題を検証する。その際可能な限り日本での他分野における補償制度との比較。以上の検討から医療紛争における被害者の救済と医療安全向上という2大目標を実現しうる具体的な制度構築に向けての論点の明確化を目指した。22-23年の2年間にわたり、諸外国の文献調査、実地調査などから最新動向を把握すると同時に、産科医療補償制度の意義と課題などを分析し、改善への示唆を与えることを目指した。

本研究においては公刊文献を中心としつつ、国内外の専門家へのインタビューも組み合わせて行うことによって、従来明らかにされてこなかった諸外国の医療分野の紛争処理制度を背景となっている社会的基盤、特に補償制度の財源根拠、司法、社会保障などの各制度との関連性を明確化することを目標とした。特に、無過失補償制度の機能に大きく影響すると思われる要因との関係に注目し、無過失補償制度における被害者救済と医療安全の位置づけ、民事裁判と補償制度の並列の可否、無過失補償制度と社会保障制度との関係などに論点を設定し検討を行った。

A. 研究目的

本研究は、喫緊の課題となる医療における無過失補償制度を含む総合的な紛争処理制度の構築を見据え、諸外国における制度の全体像を整理し、具体的な論点を明確化することを目標とした。そのため本研究では、裁判、社会保障などの外在的な諸制度と補償制度との相互関係を意識しつつ、以下の2つの観点から分析した。第1は、英米など諸外国における医療事故補償制度の先行研究の網羅的な検討、諸外国の最新の状況の実地調査などにより、諸外国における医療分野の紛争処理制度の全体像を明らかにすること。第2は、産科医療補償制度および運用などを、諸外国の制度と比較分析によりその意義、課題などを検証する。その際可能な限り日本における他分野での補償制度との比較。以上から、具体的な制度構築に向けての論点の明確化を目指す。22—23年度には、諸外国の最新動向を分析すると同時に、産科医療補償制度を含め現行制度の意義と課題などを分析し、改善への示唆を与えることを目指した。

本研究では、先行研究の成果を吸収整理するとともに、従来十分明らかにされることの少なかった、諸外国の医療分野の紛争処理制度を背景にある社会的基盤、特に補償制度の財源根拠、司法、社会保障などの各制度との関連性を明確化し、特に、「無過失補償制度における被害者救済と医療安全の位置づけ」、「裁判と補償制度の並列の可否」、「補償制度と社会保障との関係」などに論点を設定し検討を行うことが本研究の最大の特徴であり、そのような分析によって、近い将来制度構築の具体的な政

策立案作業の際に有用な基礎的なデータの提供を行うことを目標とした。

B. 研究方法

前述のように、本研究の目的は、医療における総合的な紛争処理制度の構築のための基礎的データの充実のため、諸外国における制度の全体像を整理し重要論点を明確化することである。そのため以下の2つの観点から分析を行った。22年度は諸外国の文献調査を中心に行い、23年度は引き続き諸外国の実地調査などから最新動向を把握すると同時に、産科医療補償制度の意義と課題などを分析し、改善への示唆を与えることを目指した。

これらの作業を通して包括的な（無過失）補償制度を、直後のエクセル表のまとめのように相互に密接に関連する諸制度（裁判、社会保障、懲戒手続、死因究明制度など）との関連を重視しながら分析した。より具体的には、諸外国にみられる医療分野の紛争処理制度を類型化し、かつこれら諸形態を生み出している社会的基盤、なかでも補償制度の財源根拠、司法、社会保障などの各制度との関連性を明確化し、特に、無過失補償制度における被害者救済と医療安全の位置づけ、民事裁判と補償制度の並列の可否、無過失補償制度と社会保障制度との関係などに論点を設定し検討を行った。他方、対象国が相当数である点と、各対象国の制度的背景が異なるため、各国の懲戒制度との関連などの部分に十分分析できなかった点もあり、今後の課題したい。

具体的な調査活動は、これまでの調査知見の整理と再検討。異なる国々の制度比較

を可能とするための、調査項目の検討、申請者および共同研究者らによる英米など諸外国におけるヒヤリング調査、国内外の補償制度についての情報収集・調査、および申請者、共同研究者らとの意見、情報交換などである。

(倫理面への配慮)

本研究は、日本および諸外国における制度の研究であり、専門家および行政担当者へのインタビューを除き、主として文献調査であった。研究では、個人情報を取り扱うような調査は行わなかったが、研究の公表にあたっても個人情報保護に最大限配慮する。さらに、研究の必要に応じて、「疫学研究に関する倫理指針」(平成17年4月1日試施行)、「個人情報の保護に関する法律」(平成17年4月1日施行)に基づき、本研究も個人情報などに関しては、その取扱いに細心の注意を払った。

C. 研究結果および考察

医療事故をめぐる包括的な紛争解決のあり方を検討するため、2年間にわたって以下のような視点から検討を行った。2010年度は、(1-1)諸外国における医療事故補償制度(ニュー・ジーランドにおける事故補償制度、合衆国における産科事故補償制度)、(1-2)諸外国における近隣分野における無過失補償制度(合衆国における薬害に対する救済制度および予防接種被害に対する補償制度)、(2-1)日本における医療事故をめぐる紛争解決手段の中心であった民事訴訟のあり方についての研究、(2-2)日本における近隣分野における無過失補償制度(予防接種被害および献血被害

をめぐる救済のあり方)、また、さらに、(3)被害救済に深く関連する広く患者の権利をめぐる論点(遺体をめぐる遺族の権利について研究)、などの観点から研究を行った。

2011年度には、引き続き諸外国の無過失補償制度を含め医療事故をめぐる紛争解決手段の内実を探ることを中心におきつつ、特に補償制度と民事訴訟との関係、補償制度と刑事訴追との関係に焦点をあて検討した。(1-1)諸外国における医療事故補償制度(フランス・スウェーデンにおける事故補償制度、合衆国における産科事故補償制度、スコットランドにおける無過失補償制度の導入に関する議論およびイングランド・ウェールズにおける医療事故被害をめぐる紛争解決)、(2-1)日本における医療事故をめぐる紛争解決手段に関する研究(産科補償制度)、また、さらに、(3)被害救済に深く関連する広く患者の権利をめぐる論点(国境を越えた医療における患者の権利に関するEU指令、米国連邦政府病院に於ける医療安全向上のためのピア・レビュー制度の機能、合衆国における医療保険改革法、さらに、アメリカにおけるインフォームド・コンセント論の現況)などについての分析を行った。

詳細は分担報告に譲るが、ここではその概要だけを記しておく。まず22(2010)年度においては、医療事故をめぐる救済のあり方に関する諸外国の制度についての研究として、以下のようなものがある。すなわち、ニュー・ジーランドの事故補償制度についての水野報告、米ヴァージニアおよびフロリダ州における産科補償制度に関する織田報告、合衆国における医薬品

に関する製造物責任に関する権口報告、合衆国の予防接種被害に対する補償制度を検討した佐藤智晶報告がある。特に水野報告および権口報告は諸外国の視点から、日本における現行の救済制度の中心である民事責任の現状に対する反省的な視点も含まれている。また、日本における医療事故関連分野における補償制度についての研究として、予防接種健康被害救済制度の問題点を論じた畠中報告および従来十分論じられてこなかった献血者健康被害救済制度を論じた土屋報告がある。さらに、事故をめぐる救済にも関連する患者の権利に関する研究として、遺体に対する遺族の権利に関する佐藤雄一郎報告がある。

諸外国における医療事故の補償のあり方について、まず医療事故など特定領域に限定しないより広い視点から、包括的な取り組みを行ってきたニュー・ジーランドの補償制度について考察している水野報告がある。従来ニュー・ジーランドの制度については日本においても一定の関心が示されてきたが、日本に比すると人口の点で相当小国である点、また、日本において無過失補償を実行しようとした場合の法的政治的、財政上、また社会的その他の障害の大きさゆえ最初から導入不可能という諦観にも似た態度からこれまで制度の背景にある考え方今まで十分な考察がなされることはなかったという反省に基づいて、制度を支える理念の検討も含めた分析を加えている。その結果水野報告では、包括的な事故補償制度を導入しているニュー・ジーランドにおいても、依然として医療事故については「無過失」補償といいつ

つ因果関係の判断において日本における過失の判断と同種の判断が介入しているのではないかという問題など、理論的に微妙な点が残されていること、また、無過失「補償」の金額は決して高額ではないことなどの基本的な確認を行っている。そして、IPRC 法の下では被害者の社会復帰に必要なかぎりでの補償がなされるのであり、また、IPRC 法のほか HPCA 法や HDC 法は、医療事故を抑止するための様々な方策を設けており、ニュー・ジーランドにおける医療事故に対する補償は、これらの総合的な政策の中で、よりよく位置づけられるのであると述べる。その上で、仮に法的または政治的には上記のようないわゆる「無過失」補償制度導入が困難だとしても、その理念である被害者の社会復帰のための社会的支援や、それを実現するために補償額自体は日本に比して相当低く、いわば薄く広く支援するという態度、また、再発防止のためにシステム全体を見通した判断を行い、かつ、無償で利用可能な Advocacy サービスなどによって訴訟を前提としない安価かつスピーディな解決を模索する態度などは十分日本においても検討する価値があるのでないかという。つまり、日本では、訴訟による解決という高いハドルのため多くの被害者は救済されない危険性を残しつつ、一旦救済されると厚く賠償（支援）するが、それは必ずしも医療側の真摯な説明や反省そして再発防止を保障しない、という態度が、社会全體としてみた場合に望ましいのかについて再考する機会を与えてくれるのではないかと考察する。

また合衆国における医薬品による健康

被害に対する救済にあり方に関する最新の合衆国最高裁判所の判例 (*Wyeth v. Levine*, 129 S.Ct. 1187 (2009)) を紹介し、日本における医療事故被害の救済のあり方に再考を求める樋口報告がある。

Wyeth v. Levine 事件では、*Wyeth*社製の吐き気止めの利用方法をめぐる健康被害に関する事件で、製造者である *Wyeth* 社に対して注意書きが不十分であった点から、過失に基づく不法行為責任と警告の瑕疵（欠陥）に基づく無過失の製造物責任によって被害者の救済を認めた。当該事件では、本来静脈注射すべきところ、誤って動脈に薬剤が注入されてしまったために、原告は腕を切断しなければならなかつた。それに対して、結果としては原告に対する救済は認められたものの、訴訟の過程では被告製薬企業側は、当該薬品の注意書きは、合衆国において薬品の販売のための承認を行う連邦食品薬品局 (FDA: Food & Drug Administration) の認可を受けているものであるから、製造物責任その他からは免除されるべきと主張していた。結論自体は、連邦制度という合衆国特有の統治機構の権限配分をめぐる論点も絡み合いや複雑な論理展開になっているが、行政による規制に従つたことを理由として製造物責任の免責がなされないのは、そのような免責を連邦議会が明示的ないし黙示的に意図していたという証拠がないとされたためで、必ずしも議会にそのような権限がないとはいっていないことであり、場合によつては、訴訟での救済が医薬品の供給および安全性の確保という FDA の規制の中心部分を阻害し、それを抑止するために議会が訴訟の道を閉ざすことさえありうること

とが示唆されている点にも注目する。またそもそも合衆国においては、不法行為訴訟の中心的意義として、日本で当然視されている被害者救済が念頭に置かれているわけではないことを確認する。すなわち、不法行為訴訟は、一定の場合には確かに被害者救済がなされるが、しかしそのためには医薬品の製造過程などにおける過失の存在のみならず被害との因果関係など厳しい立証の責任が課されており、さらにリスクが合理的である範囲においては救済が否定されており、被害者救済を相当程度限定しているので、とても効率的な制度とはいえないことがあげられる。そこで合衆国では不法行為責任の中心目的は、「必要かつ有用な薬品を、安全性に配慮しつつ消費者に提供することであり、不合理に危険な薬品が販売されるのを抑止する」という消費者保護であるとされていると、合衆国の状況について樋口報告は分析する。そこからは、水野報告同様、実は消費者保護という政策と時には矛盾したり、被害者救済自体も不十分な状態にありながら、被害者救済が不法行為の中心的目的であつて、それこそが制度のあるべき姿であることを当然視する日本の状況を再検討を迫るものである。

医薬品による健康被害に関して、予防接種をめぐる製造物責任に関する検討として佐藤智晶報告がある。同報告は、最新の合衆国最高裁判決 (*Brueswitz et al. v. Wyeth*, 562 U.S. __ (2011)) を紹介するが、その前提として合衆国における予防接種法制について概要も紹介している。それによると、合衆国における予防接種法制は、社会全体における衛生環境の改善のため

か感染症の脅威が減少したことによって、相対的に副反応に対する懸念が大きくなっている中、多数の訴訟によってワクチンの安定的供給に障害が出たところから 1986 年に改正され、副反応被害について無過失補償制度を導入した。その National Childhood Vaccination Injury Act においては、製薬企業の責任を一定の場合免責しているが、その免責の範囲を限定するために「製造ないし警告上の欠陥がないこと」を要件としていた。しかし設計上の欠陥については何ら明示されていないために、本件では製薬企業が設計上の欠陥を理由として責任を負うかどうかが争われ、結論としては、わざわざ同法が免責規定を設けながら、法的責任を負う 3 類型の欠陥のうち、製造上ないし警告上の欠陥という 2 つのものを射程外にしていることを考慮すれば、設計上の欠陥が含まれないとそもそも免責を認めたことにならないとして、明文にはない設計上の欠陥を免責対象とすることは議会の明確な意図が存在するとして製薬企業側の勝訴とした。つまり、本事件は樋口報告同様、連邦制度下における、いわゆる連邦政府の州の規制に対する専占の問題であり、直接的に日本の状況に当てはまらないが、合衆国においては、議会が制定法によって伝統的な法律上の救済法理である製造物責任の一部について否定することによって予防接種のワクチン安定供給を行うという政策判断がなされ、それを合衆国最高裁が最近明確化した判決を下したのである。このことによって予防接種ワクチンの製造業者の法的責任は限定化されたのは事実であるが、そもそも本件自体裁判で争われた結果であるし、

それ以外の製造上ないし警告上の欠陥が存在した場合は、逆に免責を否定されているのであり、完全な免責という状態でもないことにも注意が必要であるように思われる。

日本においても産科補償制度が開始されているが、同様に出産過程で脳性まひが発生した場合に補償を行う制度を持つ合衆国の Virginia 州と Florida 州の制度における特徴と課題を分析した織田報告がある。詳細は分担報告に委ねるが、主として組織・運営面から検討し、織田報告は以下のように結論づける。すなわち、「不法行為システムや当事者主義との関係といった大きな問題から、委員会メンバーの構成やガイドラインの作成など比較的身近な問題まで、まだなお数多くの課題を抱えながら、制度の見直しや改良を重ねつつ、今日に至っている。他にも、因果関係をはじめ、臨床的見地からのさまざまな問題が存在する」という。そして、産科補償を含め日本において無過失補償制度を検討する場合には、不法行為訴訟との競合の是非、当事者主義のあり方などについて、十分検討することが必要であると述べる。

これまで諸外国の制度からの検討であるが、本研究においては日本における他分野での無過失補償制度についての検討も行った。本年度は予防接種および献血をめぐる健康被害救済制度の特徴と課題などについて分析している。予防接種による健康被害をめぐる救済のあり方について検討した畠中報告は、現行制度下においては、同じ予防接種による健康被害であっても、いわゆる、法律に基づく定期接種と、それ以外の任意接種については、救済の枠

組みも救済のレベルも異なること、また、任意接種については、適切な接種ではなかった場合には補償制度の対象とならず、通常の民事訴訟のプロセスを経ることになるなどの問題点の確認を行っている。このような差異は、新型インフルエンザの脅威を契機に顕在化した。海外で承認されたワクチンの早期承認を求める声が社会全体に高まっている現状からみると、予防接種政策として救済制度の統一やわかりやすい運用が求められるのではないか、と述べている。また、事例は少ないながら、救済が否定された場合の決定過程における手続保障など、今後の課題として、行政の救済制度の役割についてさらなる検討が必要であると結論づけており、予防接種法の改正にあたっては重要な論点となろう。また、土屋報告は、従来十分な社会的な認識も高まっていないことなどを原因として補償制度が必ずしも十分目的は果たしていないのではないかという問題点を指摘している。特に、献血は、自らは何ら医療行為（採血）を受ける必要がないにもかかわらず、単に相互扶助と博愛の精神から献血を行い、不幸にも健康被害を生じてしまった善意の者であるため、そこでの救済のあり方を検討することは、将来無過失補償制度を検討する際には重要な示唆を与えてくれるという。

23(2011)年度に行った検討として、以下のようなものがある。すなわち、2002年に包括的な無過失補償制度を導入し日本においてもその運用に注目が集まっているフランスの医療事故補償制度についての権口報告、同じく医療事故に

ついて広範に補償を認める制度を擁するスウェーデンの制度についての畠中報告、さらに、合衆国において限定的な位置づけながら無過失補償制度が導入されている米ヴァージニアおよびフロリダ州における産科補償制度・ワクチン関連の無過失補償に関する佐藤智晶報告、無過失補償制度の全面的な導入はなされていないながら近年大きな進展がみられるイギリスの状況に関する溜箭報告、佐藤雄一郎報告、我妻報告、さらに日本における産科補償制度の概観に関する木戸報告がある。

詳細には入らないが、2点だけ注目すべき点を指摘しておきたい。従来、無過失補償制度構築に当たっては、民事訴訟によって医療者が疲弊すること、また、少数ながら存在する刑事訴追の問題点を解消することなどが、その大きな要因となってきた。しかしながら、諸外国の例をみると、必ずしも無過失補償の導入と、民事訴訟ないし刑事訴訟の防止は直線的には繋がっていないことがわかる。例えば、過失を問わず広範に補償を認めるフランスの制度下においてはかなりの数の刑事訴追がなされていることが明確となっており、スウェーデンでも少数ながら刑事訴追が問題となっていると報告されている。これまでの報告からも無過失補償を持つニュー・ジーランドは、むしろ無過失補償があるがゆえに、公開の場所で医師の責任追及が民事訴訟でできないために刑事訴追が利用されたと推測できるという報告もある。もちろん、国によっては起訴法定主義が取られる国々もあり、その内実をみなければその影響は明らかではないが、あたかも無過失補償を導入すれば、刑事訴追が不要になると

いうような必然性はないことが諸外国の状況からは明らかであろう。もちろん医療事故において刑事訴追をどの範囲で利用したり、すべきではないかは、医療全般への影響を含め慎重に議論すべきではあるが、あたかも日本だけで医療ミスに対する刑事訴追がなされているとする議論はたぶん説得力を持たないだろう。

同様に、無過失補償を入れれば、民事訴訟が不要になるという必然性も諸外国の例からはいえないようである。確かに、無過失補償によって補償が一定程度行われれば、少なくない被害者はそれによって訴訟を行うインセンティブが大きく低減することは十分想定できる。さらに、実際ニュー・ジーランドのように、例外状況を除き民事の訴権を廃止した国も存在しないわけではない。しかしだからといって、無過失補償制度導入イコール民事の訴権廃止と考えるのは、少なくとも事実としては正しいとはいえない。フランスの制度下でも補償額に不満であれば、訴訟を起こすことは可能であるし、そもそも最初から補償制度を利用せずに直接訴訟を起こすことも可能となっている。また、限定的な射程ながら無過失補償制度をとる合衆国の制度下でも、その意味は最初から補償制度を利用せずに直接的に民事訴訟に訴えることができないというもので、決して民事訴権を完全に廃止してしまったものではないことには注意が必要である。前述のごとく補償制度を通ることによって、別途民事訴訟を起こす必要が低まるなどを十分予測できるが、かといって補償制度の存在ゆえにそれだけで民事の訴権を排除している訳ではないことが強調されている。

このことはある種当たり前のことであるが、医療事故をめぐる紛争をいう複雑な社会的な論点を、1つの制度ですべての問題を解決しうるようなことは簡単ではないことを示しているのかもしれません。仮に日本において無過失補償制度ですべての問題でないとしても、複数の問題群を解決しようとするのであれば、それは幻想とまでいわないまでも過度な期待であると評価すべきなのかもしれない。いずれにせよ相当慎重な制度設計やインセンティブ構造が組み込まれない限り二兎を追う者は一兎をも得ずになりかねないことの戒めを考えるべきかもしれない。

以下、概要のみを紹介しておく。まず、医療事故について、過失がない場合であっても補償を行う制度を2002年から開始したフランスの制度についてSimon Taylor氏の2011年の論考に依拠しつつ日本への示唆を見出す権利報告である。まず、制度全体の評価として、少なくとも約1200人の患者に対し、対立的な訴訟を避けて、相対的に見て安価で迅速な救済を提供しているという比較的積極的なTaylorの評価が紹介される。ただし、下記のようないつかの問題点も指摘されている。例えば、①無過失補償の存在にもかかわらず年間1000件以上(2009年)、人口比でいうと日本の約7倍の民事訴訟が起こされている。つまり、医療過誤訴訟が減少するなどの影響があったかが不明であるのだ。②上記のように民事訴訟が相当数存在しているため、伝統的な行政裁判所・民事裁判所の並列など、複雑な制度構成の影響が依然として存在していること、③無過失補償制度内

部でも、地域による判断の差異が指摘されていること、④患者への「補償」に力点があり、必ずしも原因究明や再発防止などの医療安全向上への努力と繋がっていない点などである。また、2002年には200件を越える刑事訴追がなされていた点も報告されている。以上をへて、権限報告は、特に最後の点について、[患者への補償は当然としても]「医療安全への道をあきらめることはできない。それはまさに患者にとっても医師にとっても有害である」と指摘し、その点を日本で制度を構築する際の重要な論点であると締めくくる。

次に、スウェーデンの医療事故補償制度に関する畠中報告がある。スウェーデンには医療事故により傷害を負った患者に対する補償制度がある。医療事故において患者が損害を被った場合に、自治体のランステイング等の加入するランステイング保険相互会社 (Landstingens Ömsesidiga Försäkringsbolag ; LÖF(英語表記 the Patient Insurance))よりその被害が補償される。年間1万件の事故を扱い、そのうち約45%が補償対象となっている。これら事案の補償までの期間は事例の8割は12か月以内に決定している。このように迅速・確実な被害救済という点では、スウェーデン補償制度は一定の成果を上げていると評価できる。但し、補償額としては一番多いのは、2万5000SEK(約32万5000円)であり、我が国での事故補償の金額と比較するとかなり低額である。その背景にはスウェーデンにおいて、医療事故補償制度以外の他の社会保障制度が充実し、これらにより医療・福祉などの生活面が支えら

れれていることがある。補償制度のみで被害者の将来の医療費を支えようとすれば補償額が高額になり、補償制度の対象となるかの判定が対象者にとって大きな問題となる。補償基準によっては制度そのものの維持が困難になることも考えらえる。このようなスウェーデンと日本との異なる背景事情にも注意が必要であると指摘する。また、補償制度と通常の不法行為訴訟との関係については、スウェーデンでは補償制度とは別に不法行為訴訟を提起することができる。しかしながら、民事訴訟件数は年間10件程度とあまり多くはない。伝統的には医療ミスに対する刑事訴追はなされてこなかったスウェーデンでも近年少數ながら事例が報告されているという。

佐藤智晶報告は、連邦のワクチン被害救済制度、フロリダ出産関連神経傷害補償制度、ヴァージニア出産関連神経傷害補償制度、公的準備と緊急事態対策のための法律に基づく救済制度という、4つの医療に関する米国の無過失補償制度について、迅速な被害者の救済や制度の利用促進という見地から、医師や医療機関への不法行為を理由とする損害賠償の訴えがどのように制限されているのかを検討している。そして、結論として、米国で例外的に導入されている無過失補償制度において、被害者の関係者が不法行為を理由とする損害賠償の訴えを医師や医療機関に提起することを完全に禁ずるような仕組みは、決して採用されていないと断する。米国の無過失補償制度は、あくまで、まず被害者の関係者は、第一義的には無過失補償制度に基づいて救済の申請を行うことが義務づけられ

ているだけであるという。すなわち、無過失補償制度に基づいて給付される補償額を争う場合、または、補償なしの決定を受けた場合を除き、医師および医療機関への訴訟は原則としてできない、というものである。他方、担当医師や医療機関の重過失や故意による行為が介在している場合には、例外として補償に関する決定が出る前に訴訟を提起することができるというのである。ここでも、前述のごとく無過失補償制度と民事の訴権の廃止という直線的なつながりが否定されている。

また、伝統的に無過失補償と無関係と考えられてきたイギリスでも、近年、医療過誤に対する補償制度のありかたについて、無過失補償制度の導入も含めて検討が行われていると報告するのは、溜箭（イングランド）・佐藤雄一郎（ウェールズ）・我妻（スコットランド）報告である。

溜箭報告によると、2003年のイギリス厚生省の報告書では、諸外国の法制も参考しつつ、無過失補償制度について検討をしたが、最終的に無過失補償制度の提言は見送ったという。そのため、現在イングランドにおける医事紛争は、主にトラスト向け医療過誤プログラム (Clinical Negligence Scheme for Trust) によって処理されている。これは、イギリスの医療制度、国民医療サービス (National Health Service (NHS)) の中で、病院の運営主体である NHS トラストの関わる医事紛争を処理するプログラムである。これは 1990 年に成立した立法に根拠をもち、1995 年 11 月 21 日以降のクレームを対象としている。それ以前に発生した紛争は、既存の責

任プログラムにより処理される。プログラム加入は任意だが、実際にはすべての NHS トラストが加入している。民事訴訟制度による損害賠償を前提としながら、可能な限り裁判に至る前に和解による解決を目指している。大きな制度目的は、NHS トラストが高額の損害賠償責任を負うことによって、医療サービスに影響が及ぶのを防ぐことにある。

イギリス厚生省が報告書の中で無過失補償制度の提案を見送った大きな要因は、制度を維持するためのコストの大きさと、補償額を低額に抑えざるを得ないため被害者の納得が得られない恐れがある点だった。このようなイギリスの経験は、日本における無過失補償制度の導入の採否に参考になる側面が大きいという。特に、イングランドでは医療はもちろん、医療過誤訴訟による損害賠償や費用の支払いが、ほぼ全面的に国の予算で運営されているため、費用面でかなり詳細なデータに基づく検討がなされている点、また、無過失補償の不採用ゆえ民事訴訟を前提として、可能な限り訴訟の提起より前に和解を促進しつつ医事紛争の処理が図られている点、ともに示唆に富むという。

次に、2005 年には国会に NHS Redress Bill が提出され、2006 年 11 月 8 日に女王裁可を得て、act となった新たな紛争処理手続について、いち早く実施しているウェールズの状況についての佐藤雄一郎報告がある。

この施行規則である。2011 年規則では、患者からの苦情の調査の結果、責任が存在しあるいは存在するかもしれない場合には、ウェールズ NHS body は redress が患

者に与えられるべきかを決定しなければならないとし、さらにこの場合には中間報告をしなければならず（苦情の内容の要約、調査結果と判断の根拠、医療記録（カルテ）のコピー、無料での法律相談やアドボカシーサービスが受けられること、今後の手続きなど。）、原則として苦情が申し立てられた日から30日以内に中間報告を出さなければならぬ。そして、redressは、①補償の申し出、②説明、③謝罪、および④同様の事故の再発防止のためにとられた処置についての報告、からなるが、これらは、訴訟が提起されると受けられないことになる。金銭補償は2万5千ポンド以内とされ、賠償額はコモンローの基準による。さらに、報告書も作成されるが、これはredressの手続きが完了するまでは患者側に提供されない。その他、裁判所に提訴する場合の消滅時効との関係などについても規定がある。

ウェールズNHS当局の説明によると、もし患者ができるのであれば、治療に関わったスタッフに苦情が伝えられるのがもっともよいが、それができない場合、苦情チームのメンバーに伝えることができるとしていて、地域保健委員会（Local Health Boards）あるいはNHS Wales Trustsに連絡するよう書かれている。原則として事故等から12ヶ月以内に申し立てることが求められており、申立て後、苦情を受け付けたことを2日以内に知らせる一方、何か特別なニードがないかを質問あるいは医療記録入手する同意を得るために連絡を取り、調査後、原則として30日以内に決定を出す、とされている。これに不服がある場合にはオンブズマンに連絡を

取ることも記載されている。

ウェールズにおける制度は途についたばかりだが、いくつかの懸念が報道されていたという。それによると、NHS内で調査を行うことからくる利益相反の問題、過失と因果関係についてのガイドラインの策定が遅れていることなどである。NHS Redress Actの最大の眼目は、事実調査、謝罪、補償の窓口を、苦情処理という形で一本化した点であるという。しかしこれが、苦情申立て案件の増加を招かないか、そのための事務コストや人件費の高騰を招かないかなどが懸念もされており、その点は日本での議論にも参考となりうるとしている。

上述は無過失補償の導入が見送られたイギリスおよびウェールズの状況であったが、これに対して、スコットランドでは、患者の権利保護を実現する制度として、無過失補償制度の導入を検討し、2011年に公表されたワーキンググループの報告書では無過失補償制度に関する具体的な枠組みは定立されていないが、比較法的考察、現行の過失責任原則との関係などについて、日本で無過失補償制度の拡充を検討する際にも有益な示唆を与えると妻報告は述べる。無過失補償制度の導入をめぐって、検討が続いているが、特に患者の権利保護の立法およびヨーロッパ人権規約6条との関係に関して、現行の不法行為制度と無過失補償制度をどのように構築すべきか、が議論されており、我が国における無過失補償制度を導入する際にも有益であるという。特に、イギリスにおける医療事故に対する無過失の補償制度の議論が患者の権利、特に医療紛争が生じた場合の患者と医療従事者との関係をどのように

規律するか、と密接に結びついていることに留意する必要がある点、また、医療事故に関する無過失補償制度は、不法行為に基づく損害賠償制度と実体法および民事訴訟手続とも密接に結びついているなどが重要である。イングランド・ウェールズでは民事司法改革により民事訴訟自体が減少し、訴訟促進が図られているのに対して、スコットランドでは、訴訟遅延、訴訟費用の高騰などに対する民事司法の改革が提案されていることにも留意すべきであるとする。日本における医療訴訟の新受件数自体は、2004年の1,110件をピークに減少傾向にある。医療機関における医療安全の取組み、医療ADRの動向など種々の要因を考えられる。医療訴訟は、ほかの事件類型よりもなお長期化しているが、訴訟促進も図られている。したがって、このような状況の下で、どのような無過失補償制度を構築するか、が問題となる。無過失補償制の具体的な受給資格、財源、不服申立手段および不法行為に基づく損害賠償制度との関係などは各国によって異なっている。この背景には、各国の医療制度、社会保障制度および裁判手続が異なっており、我が国における無過失補償制度を考察する場合にもこれらの制度との関係をさらに研究すべきであると考えると結論づける。

また日本における産科補償制度の現状および医療者から見た課題などを論じた木戸報告もある。訴訟と比較した場合の補償額の問題、また作成される報告書の理解し易さの問題、制度利用をめぐる医療者の負担の問題を指摘しつつ、情報技術を積極利用によって使いやすさを改善することおよびそれを再発防止へつなげること

の重要性を論ずる。

医療事故をめぐる重要な論点として、紛争解決だけではなく、医療の質の向上に資する試みとして、米国連邦政府病院に於けるピア・レビュー制度についての加藤報告がある。加藤報告は、米国退役軍人省病院（Veterans Affairs Hospital）に於けるピア・レビュー制度を例に、その賛否を検討することにより、医療の質の向上に資する制度の在り方について論じる。必ずしもピア・レビューが医療の質を向上させた、という根拠となるような科学的データは存在しないが、ピア・レビューの意義として、70年代から米国に於いて、医療の質の向上に資する、医療従事者による自律的な活動として中心的な役割を果たして来たという事実から始める。そして、その最大の意義は、それが医療従事者による自己規制的なプロセスであるという点につきるという。つまり、医療従事者が自己規制を怠ると、法律や行政の介入を招く事になると警鐘を鳴らす。そして、ピア・レビューを可能にしているのは、上述の、ピア・レビューの最大の特徴でもある秘密性と非懲罰性である。秘密かつ非懲罰的であるからこそ、医療従事者がお互いに批評を与える等、忌憚ない議論を行うことが出来るのであると主張する。さらに、ピア・レビューが相互的なプロセスである、という点も重要であると論じる。ただし、ピア・レビューの効果については、それなりの限界があることが明らかであるという。まず、ピア・レビューはカルテを用いた事後評価であり、そのため公平な判断が難しい。また、一定のクライテリアによってピア・レビュ

一の対象として選ばれた症例が、必ずしも医療の質に関係した症例であるとは限らないという点も重要である。さらに、医療には誰もが認める標準というものが存在しない場合が圧倒的に多く、例えガイドラインなどが存在したとしても、それが適応とならない場合も多い。従って、ピア・レビューに於いても、その判断を医療従事者の主觀に頼らざるを得ないという点もある。つまり、医療事故が意図的に行われた可能性が示唆された場合、犯罪の関与が示唆された場合、また、同じ医療従事者が繰り返し同じ事故を繰り返しているような悪性な場合などは対象外であり、ピア・レビューが完全ではないことには注意が必要であるという。

以上のような限界のために、80年代から米国では、医療の質の向上のためには、医療従事者個人の医療判断や医療行為に注目するのではなく、医療システムという組織レベルに注目する事の方が有効であると言われている。これを標語的に「医療の質確保から医療の質向上へ (from quality assurance to quality improvement)」と表現されている。つまり、最低の医療従事者に焦点を合わせるのではなく、最高の医療システムに注目し、どのようにすれば、全ての病院や医療組織がそのような最高のレベルに近づく、もしくは到達することが出来るのかを目指すのである。このようなシステム全体を視野に入れた安全対策の重要性は論ずるまでもないが、問題は、医療従事者にとって、それが自分達の範疇を離れてしまうという点であり、まさに、医療の質向上には医療従事者による自己規制のみでは不十分で

あつたという結果を示唆していると解釈する事も出来る。だとすれば、医療従事者が医療の質向上のための新たな努力をしない限りは、医療従事者による自己規制のみを社会が容認することはないかも知れないと主張する。

最後に、医療事故被害が出た際には被害者本人だけではなく遺族の問題があるが、それらの問題にも深く関連する広く患者の権利をめぐる論点として、遺体をめぐる遺族の権利について佐藤雄一郎報告(22年度)がある。すなわち、合衆国においては、遺族の死体に対する権利が様々な形で認められてきているが、その中には、臓器移植や死因確定という公益との関係が問題となり、それら公益よりも優先して認められているものもある。このように、臓器移植、死因確定、および研究という異なる目的のための臓器・組織の摘出・保存・利用について、アメリカ合衆国の連邦裁判所は、遺族の権利を認め場合と認めない場合が混在し、必ずしも統一的な理解は容易ではない。それが単なる時間的な変遷であるのか、対象の公益性と遺族の権利とのバランスの問題であるのかも必ずしも判然としないことなどが紹介されている。

23年度のものとしては、国境を越えた医療における患者の権利に関するEU指令についての織田報告、合衆国の医療保険改革法をめぐる文脈に関する畠中報告、カイロプラクターに対するインフォームド・コンセントのあり方をめぐる最新の判例を紹介する小山田報告がある。

織田報告によると、2011年4月に公布・発効したEUの「国境を越えた医療における

る患者の権利の適用に関する指令」は、他の EU 加盟国において医療を求める患者の権利、そして患者がその本国から費用償還を受ける権利を明確に定めるものであり、(1) 国境を越えて医療にアクセスできる権利行使する患者を支援すること、(2) 国境を越えた医療の安および質に関する保証を与えること、(3) スケール・メリットの達成に協力する各国の医療体制を支援すること、などを目的とするという。織田報告は、本指令の成立経過を辿りつつ、同指令の問題点と今後の課題について検討を行い、以下のようにまとめる。すなわち、本指令は、それ以前の法的枠組み、および判例法を基とし、そのいわば集大成として出来上がったものである。しかし、同時に、このテーマは本指令内で完結してはおらず、この問題を検討する際には、関連する EU 条約、他の様々な EU 指令、同規則の他、欧州司法裁判所の諸判例、そしてもちろん加盟国の国内法に関する資料も合わせて参考される必要がある。本指令は、患者の移動に関する各加盟国の国内実質法の統一を目指す統一実質法的性格を有するが、真の統一に到達できるか否かは、本指令の適用・運用如何にかかっている。たとえば、本指令の人的適用範囲、診療を受けるまでの期間に関する「適切な遅滞」の定義やその存否の判断、費用償還の限度など、一見些細な問題に見えるが、しかし、その解釈が実際の結論に与える影響は決して小さくないだろうという。

患者の権利として最も根源的な医療へのアクセスに関して、2010 年 3 月、オバマ政権下で成立した医療保険制度改革法 (PPACA : The Patient Protection and

Affordable Care Act) についての論考である Robert Field の論考を紹介する畠中報告がある。PPACA 法の目玉は、アメリカに存在する 4600 万人の無保険者について、民間保険への加入を政府の支援によって実現させるものであり、多くの国民にとって大きなメリットの持つものであるが、不思議なことに医療保険制度改革法に対してのアメリカ国民の評価は芳しいものばかりではなかった。Field 論文はその背景を説明するもので、その大きな理由は、民間保険加入をすすめるために政府の医療保険制度への関与の度合いが強まること、政府支出が増えるために財政赤字が増大し、それら財源を賄うための増税がなされる可能性が高いことにあった。このような批判に対し、Field は、従来のアメリカ医療制度にはすでに多くの公的支援がなされてきていることに目をむけ、政府か、民間かの二項対立関係ではなく両者の協力関係のもとに医療制度改革をすすめるべきであると主張する。

最後に、インフォームド・コンセントの発祥の地である合衆国における最新の判例について、伝統的な適用場面である医師患者関係からやや場面が拡大されたかカイロプラクターの施術をめぐる論点についての小山田報告がある。すなわち、2009 年のジョージア州の判決から、インフォームド・コンセント論の現況を論じる。判決は、カイロプラクターの施術によって脊柱を損傷したとして患者が訴えた事例で、第一審裁判所が陪審にインフォームド・コンセント法につき説示しなかったことが、ジョージア州法に照らして適法であったとされた事例である。この判例の紹介を通じ、

2つの視点を提示する。すなわち、1つは、本判決が支持したジョージア州のインフォームド・コンセント法の内容の妥当性、医師の開示義務の範囲を州法に列挙された、「手術、羊水穿刺、X線検査の造影剤」、「鍼、中絶、精神疾患に対する薬物療法」等に限定されることは妥当かという視点、さらに、それが妥当でない場合に、裁判所はそのような州法の解釈という手法で、積極的にその内容を是正する効果を持つような判決を下すべきかという視点である。つまり、カイロプラクターのインフォームド・コンセントの義務を扱った判決であり、一見したところ、比較的狭い範囲の問題を扱った判決に見えるかもしれないが、実はそのインパクトの小さくない可能性を論じている。

D. 結論

以上のように22—23年度において、諸外国の実地調査などから最新動向を把握すると同時に、産科医療補償制度などの意義と課題などを分析し、改善への示唆を与えることを目指した。

これらの作業を通して包括的な（無過失）補償制度を、相互に密接に関連する諸

制度（裁判、社会保障、懲戒手続、死因究明制度など）との関連を重視しながら分析した。より具体的には、諸外国にみられる医療分野の紛争処理制度を類型化し、かつこれら諸形態を生み出している社会的基盤、なかでも補償制度の財源根拠、司法、社会保障などの各制度との関連性を明確化し、特に、無過失補償制度における被害者救済と医療安全の位置づけ、民事裁判と補償制度の並列の可否、無過失補償制度と社会保障制度との関係などに論点を設定し検討を行った。他方、対象国が相当数である点と、各対象国の制度的背景が異なるため、各国の懲戒制度との関連などの部分に十分分析できなかった点もあり、今後の課題としたい。

E. 健康危険情報
なし

F. 研究発表
後掲の研究成果の刊行に関する一覧表を参照

G. 知的所有権の取得状況
なし

平成22年度

日時・場所	内 容
第22回 7月15日(木) 18:30～21:00 東京大学法学部4号館4階461号室(記念室)	<p>1. 厚生労働科研費の説明 2. 自己紹介 3. 書籍出版「患者の権利と医療の安全: 医療と法を問い合わせ直す(仮)」 (1)スケジュール ・7月15日(原稿提出) ・7月末(岩田による確認) ・7月末～8月末(原稿完成/水野様に引渡し/印刷所入稿/初校ゲラ出し) ・9月～11月(校正)(第3校だけ岩田と出版社によるチェック) ・12月(刊行) (2)備考 ・本文内の番号等の仕様について、岩田の方で形式的な変更する可能性あり。 4. 今後の研究会スケジュール 10月7日(木) 12月2日(木) 2月3日(木) 5. レブラー氏の報告: 米国における医療保険制度改革(パート2) (1)背景 ・1965年にメディケアとメディケイド法案の可決成立 ・医療制度改革=アクセス、コスト、クオリティのバランスをめぐる議論 ・アクセス(450万人が医療保険を持っている)就労条件、収入、年齢 *破産事由の第1位は、医療費の支払い ・コスト(賃金上昇率を超える上昇率、GDP比約16パーセントで日本の2倍、IOMによれば、3分の1の医療費が無駄。医療事務費用も大きい。) ・高コストの要因(pay for service/第三者保険/defensive medicine/病気がちの人の存在) ・質(新生児死亡率でワーストの7パーセント、エラー・イズ・ヒューマン) (2)制度改革を巡る政治 ・2009年春に議論開始 ・医療を受けられる人、受けられないで死ぬ人(to be or not to be), cultural war ・2009年夏にタウンミーティング ・共和党の議員は全員反対、しかし、上院では民主党が60議席を持っているので議事進行 ・3200万人が無保険 ・コスト(増税によってまかぬ。10年で1430億円ショート、e-billingなどによるコスト削減策) ・アクセス(保険加入時の差別禁止、全員加入義務、扶養家族は26歳までカバーetc.) ・クオリティ(すべての人が基本的な保険給付を受けられる。部分的にpay for performance、カロリー表示義務) (3)争点 ・アクセス(保険加入時の差別禁止、加入義務(無加入時に追徴課税)、連邦議会の課税権限をめぐる20の訴訟、メディケイドの拡大による貧しい州に好影響) ・医療保険の変更(insurance exchange)(マサチューセッツ州とユタ州、現在の保険から別な私的医療保険への乗り換え) ・コスト(予測に対する信頼性が低い)</p>
第23回 10月5日(火) 15:45～18:00 東京大学法学部4号館4階461号室(記念室)	DAVID HIRSCH氏の講演 「オーストラリアにおける刑事医療過誤をめぐる最新の動向について」
第24回 12月2日(木) 18:00～21:00 東京大学法学部4号館4階461号室(記念室)	<p>1. 溜箭氏の報告 「イギリスにおける民事訴訟」 2. 厚生労働科学研究費報告書について 3. 「患者の権利を考える(仮題)」ミネルヴァ書房の出版の今後の作業予定 4. 次回研究会について</p>
第25回 2月3日(木) 18:00～21:00 東京大学法学部4号館4階461号室(記念室)	<p>1. 厚生労働科学研究費の報告書 一2月末までに何らかのペーパーを提出する。 2. 「患者の権利を考える」(仮題) (ミネルヴァ書房, 2010年12月)の出版の予定 →2月中に刊行 3. 児玉安司氏からの話題提供「産科補償制度の現状と課題について」 -損害賠償制度と社会補償制度のすきまを埋めるのが、無過失補償制度 -産科無過失補償制度における損益相殺(費目調整の問題) -運用の実情(無過失補償制度と賠償制度の選択的利用や戦略的併用の問題) -無過失補償制度に一部免責の導入の可否(訴権放棄の難しさ,訴権制限と訴権放棄との違い,社会補償制度の充実によって補償額が小さくても訴権制限と同じ効果を得られる可能性) -経済政策としての無過失補償制度(子ども手当のアノロジー、常数効果が小さい経済政策?) -今後の展望 4. その他: 今後の予定など</p>

平成23年度

	日時・場所	内 容
第26回	6月23日(木) 18:30～21:00 東京大学法学部4号館4 階461号室(記念室)	<ol style="list-style-type: none"> 三村まり子氏(ノバルティスホールディングジャパン㈱取締役 法務知的財産統括部長, 弁護士) テーマ:イレッサ訴訟に学ぶ医療安全～法廷から見た医療紛争～ 樋口氏からの話題提供:治療の中止についての事前的な訴訟の可能性について 岩田からの資料提供(2011年4月22日Drexel Universityの医療過誤改革についての 国際ワークショップについて) その他
第27回	7月19日(火) 18:00～21:00 東京大学法学部4号館4 階461号室(記念室)	<ol style="list-style-type: none"> 報告者:Robert B Leflar, Arkansas Bar Foundation Professor of Law University of Arkansas School of Law テーマ:Reform of the American Health Care System (Part III)." その他:今後の予定など
第28回	10月4日(火) 18:00～21:00 東京大学法学部4号館4 階461号室(記念室)	<ol style="list-style-type: none"> 報告者:西村 智子氏 東京大学公共政策大学院 客員研究員(㈱損害保険ジャパン企業商品業務部) テーマ:民間医師賠償責任保険について 今年度の研究の方向性・年度末報告書 <ul style="list-style-type: none"> 諸外国の無過失補償制度についての情報のアップデートなど アメリカ法への論文紹介の可能性と分担について: その他:今後の予定など
	12月1日(木) 18:00～21:00 上智大学法学部大会議 室	無過失補償制度についての諸外国の最新動向などについて議論
第29回	12月6日(火) 18:00～21:00 本郷綱ビル2階会議室	<ol style="list-style-type: none"> 報告者:大西 昭郎氏 東京大学公共政策大学院 特任教授(日本トロニック㈱取締役副社長) テーマ:医療機器をめぐる規制について—欧米の状況などから 年度末報告書の締め切りについて:2012年2月末 <ul style="list-style-type: none"> (1)諸外国の無過失補償制度についての情報のアップデート (2)アメリカ法への論文紹介の可能性(U. Penn L. Rev) (3)その他:医療と法に関するもの
第30回	2月9日(木) 18:00～21:00 東京大学法学部4号館4 階461号室(記念室)	<ol style="list-style-type: none"> 報告者:佐藤智晶氏, 木戸浩一郎氏, 岩田 テーマ:・アメリカの医療保険改革法についての論文紹介: University of Pennsylvania Law Review, June, 2011 159 U. Pa. L. Rev. 1577, SYMPOSIUM: THE NEW AMERICAN HEALTH CARE SYSTEM: REFORM, REFORMATION, OR MISSED OPPORTUNITY?: ARTICLE: HEALTH INSURANCE, RISK, AND RESPONSIBILITY AFTER THE PATIENT PROTECTION AND AFFORDABLE CARE ACT <ul style="list-style-type: none"> ①医療保険改革法の概要ないし特徴(岩田), ②医療安全へのインパクト(Furrowの論文を木戸氏) ③National Association of Insurance Commissioners (Jost論文を佐藤氏) 年度末報告書の締め切りについて:2012年2月末 次回の予定 3月6日(火)
第31回	3月6日(火) 18:00～21:00 東京大学法学部4号館4 階461号室(記念室)	<ol style="list-style-type: none"> 年度末報告書などについて <ul style="list-style-type: none"> (1)諸外国の無過失補償制度についての情報のアップデート (2)アメリカ法への論文紹介の可能性(U. Penn L. Rev) (3)その他:医療と法に関するもの その他:今後の予定など